

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 (昭和五十四年通商産業省令第七十四号)

改正案	現行
<p>(特定熱損失防止建築材料の適用除外)</p> <p>第四十九条の二 令第二十三条の二第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 令第二十三条の二第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたてすべり出し窓(それぞれ出窓であるものを除く。)に用いられるもの以外のもの</p> <p>二 雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの</p> <p>三 外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの</p> <p>四 防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの</p> <p>五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるもの</p> <p>3 令第二十三条の二第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの</p>	<p>(特定熱損失防止建築材料の適用除外)</p> <p>第四十九条の二 令第二十三条の二の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

(新設)

二 J I S R 三三二二一 (二〇〇二) に規定する熱線反射ガラス

(熱損失防止性能)

第四十九条の三 法第八十一条の四第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

別表第六 (第四十九条の三関係)

一 断熱材	経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値
二 サッシ	経済産業大臣が定める方法により測定した建築物の内外の温度差一度当たりの熱損失量をワット毎ケルビンで表した数値
三 複層ガラス	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫流率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値

(熱損失防止性能)

第四十九条の三 法第八十一条の四第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の断熱材の熱損失防止性能は、経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値とする。

(新設)